

## 風評による損害に関する一考察

上 机 美 穂

はじめに

- 1 個人に関する風評
- 2 法人に関する風評～営利団体
- 3 法人に関する風評～非営利団体

おわりに

はじめに

個人の社会的評価が低下するような事柄が公表された場合、民事ではそれを名誉毀損として、謝罪広告などによる原状回復、あるいは損害賠償により救済する。たとえば前科を公表された場合などがこれにあたる<sup>1</sup>。

社会的評価はどのようなときに低下するか。多くはメディアなどを通じた、ある事柄の公表である。公表された事柄は事実であるとは限らず、虚偽の公表や誤報も含まれる。いずれの場合であっても、それがある者の社会的評価を低下したならば、名誉毀損ということになるであろう。社会的評価を低下させるほどの事柄とは逮捕歴や病歴、犯罪に関する誤報など、ある程度限定される。

一般に、社会的評価を低下させるほどの事柄とはならなくとも、個人の社会的評価が低下することがある。いわゆる噂話や風評がこ

---

1 たとえば最判昭和56年4月14日（民集35巻3号620頁）

れにあたるであろう。個人は、噂話や風評により不利益を被ることもある。世間の噂話や、なにかに対する評判や評価は、こちらが聞きたくなくとも耳に入るものである。仕入れた情報を他者と共有することもある。高度情報化社会では、これらは瞬く間に広がる。そして、情報の多くは保存され、過去の事柄でも簡単に入手できる。噂や風評は、それを聞く者にあまりいいイメージをもたれないような内容が多い。

また、風評や噂話は、それ自体の真偽が不明確なものである。しかし風評や噂を見聞した者の多くは、それを半信半疑ながらも事実であるとし、風評の的に対し、風評通りのイメージを抱くことがしばしばある。そうなれば、風評の的となった個人は、事実とは異なった評価をされることとなる。

ある者が噂話や風評により何らかの不利益を被ったとすれば、それは救済されるのであろうか。噂や風評は、個人に関する事柄のみがその対象となるのではない。企業などの法人もまた対象となる。

たとえば個人が、その社会的評価を低下させられるような事柄を公表された場合、名誉棄損ということで救済されることとなる。さらに、公表された事柄の内容によっては、名誉感情やプライバシーの侵害となることもあろう。他方、風評や噂により法人に何らかの不利益が生じた場合、法人は救済されるのであろうか。名誉棄損は、その多くが個人に対するものである。しかし、仮に噂話も社会的評価を低下させるような事柄であるならば、これは個人のみならず、企業などの法人にも該当することがあるのではなかろうか。

噂や風評はどのようなときに生じ、その話題の中心にある者に、どのような影響があるか。そもそも、風評による不利益は、損害となるのであろうか<sup>2</sup>。

---

2 升田純「風評損害・経済的損害の法理と実務」(民事法研究会・平成21年)18頁においても、風評損害の概念につき、前提議論として、風評損害をどのような内容の損害として認めるべきかの問題があるとしている。同様に卯辰昇「風評損害の賠償に関する考察(1)」早稲田大学大学院法研論集第96号345頁以下(平成12年)。

風評と噂はおおよそ同様の意味をもつ言葉である。ほとんどが、事実か否か不確定な事柄である。一般に、噂の本人を前に話されるものではなく、どちらかといえば、ネガティブな内容の事柄であろう。内容を知った本人が不快感を持つことも考えられる。しかし、不快感をもった程度では、法的な救済をすることは難しい。

どのような噂や風評であれば、法的に救済されるのであろうか。本論では、噂や風評によって被る個人の損害と、法人の損害と救済について検討する。

### ① 社会的名誉と名誉感情

前述のように、たとえば前科の公表など、他人に知られたくなく、かつ知られたことにより、その者の私的事柄が公表され、社会的評価も低下したとすれば、プライバシーの侵害や名誉棄損ということになる。名誉棄損は、その事柄が真実であったり、公益性のある事柄であれば、公表した者が免責される場合もあるが、名誉棄損の成否それ自体は、社会的評価の低下の有無のみにより判断されるものである<sup>3</sup>。

名誉棄損における名誉とは、古くは、「地位に随伴する當然の名誉のみ」を法的保護の対象とする考えがあった<sup>4</sup>。その後、多くの判例において名誉の定義づけがなされ、現在は「各人が其品性徳行名声信用等に付キ世人ヨリ相当ニ受クヘキ声価ヲ云フモノナリ」とした明治39年の判例<sup>5</sup>をもとに、名誉棄損における名誉が定義づけられる<sup>6</sup>。

---

3 佃克彦『名誉棄損の法律実務』（弘文堂・平成17年）5頁以下

4 栗生武夫『人格権法の發達』（弘文堂・昭和4年）65頁。早くから人格権の概念が確立していたスイスの判例より導かれた概念のようである。

5 大審院明治38年12月28日 民録12輯226頁。

6 五十嵐清『人格権法概論』（有斐閣・平成15年）23頁以下。このほか、名誉の定義づけについて、前掲註8・2頁、宮原守男監『名誉棄損・プライバシー』（ぎょうせい・平成18年）18頁以下、幾代通「民法七二三条にいう名誉の意義」判タ264号43頁など。

他方名誉感情は「人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価」であるとされる<sup>7</sup>。名誉感情侵害を主張する事例は、個人が他者による侮辱的な行為を受けたと主張することや、他者の行為が本人にとって不快であり、それにより損害を被ったとするものなどが多くある。まさに個人の主観的な損害であり、他者から見れば何とも感じないような事柄もある。

このため名誉感情侵害は不法行為の成立を判断すること自体が難しく、名誉感情の侵害のみを救済することは困難にならざるを得ない。また、名誉感情が人格的価値に対する主観的評価であるとすれば、法人には名誉感情はあるのであろうか。

社会的名誉と名誉感情の違いについては議論すべき必要性はあるが、本論では、噂と風評がどのような損害を生じさせるかに着目していくこととする。

## 1 個人に関する風評

噂話は、多くの場合その真偽が不確定なものである。発信源が虚偽や不確定な情報を発信していることのみならず、発信源となった者から伝播するにつれ、その内容が歪曲、脚色されることも多く、発信源の真意とはかけ離れることもある。噂の本人が噂の内容を知るのは、他者から見聞する以外の方法ではあまりない。本人は、自己に関する情報が知らぬ間に公表されており、それを何らかの機会に知るということになる。

著名人が写真週刊誌などに自己の私生活を撮影した写真が公表されたとなれば、多くの場合、プライバシー侵害として損害賠償を請求することになる<sup>8</sup>。さらに、写真や記事に見出しを付すことで内

---

7 最判昭和45年12月18日 民集24巻13号2151頁 判時257号139頁

8 たとえば東京高判平成17年5月18日・判時1907号50頁。貸切りパーティーでのプロサッカー選手と有名女優の様子が撮影され、週刊誌に掲載された事件。

容を脚色し、実際は真偽が不確定な写真や記事により、読者の好奇心を掻き立て、真偽不明の事柄を事実に取り上げることがある。このような場合、個人はプライバシー侵害や名誉棄損を主張することとなる<sup>9</sup>。

このように著名人の場合、情報は広範囲に知られるものである。世間の注目度の高い事件事故では、有名人ではなくともメディアによって発信された情報により、いわゆる「時の人」となる。

ある事件の関係者が、当該事件の容疑者としてメディアにより公表され、その後、そうではないことが判明した場合、個人は一時的であっても、真偽不明のいわば不確定な情報により、その社会的評価を低下させられたということもできよう。

メディアによる噂の伝播は、当該情報を知る者も極めて多く、当該個人の被る、社会的評価の低下という損害も大きくなるといえよう。

他方、メディアを発信源としない噂や風評の場合、当該情報を知る者は少数に限られることになる。このような場合、噂や風評による個人の不利益は、どのように考えるべきであろうか。

会社内においてある女性社員が上司による噂話の発信により、損害を被ったと主張した事例がある。

## ① 岡山地裁平成14年5月15日判決

### ・事件概要

本件は、セクシャルハラスメントに基づく損害賠償請求事件である。原告Xら（2名）は、被告上司Yらから度重なる性的言動や男女差別的言動（セクシャルハラスメント）を受けた結果、精

---

9 東京高判平成13年12月26日・判時1092号100頁。有名プロ野球選手の海外トレーニングに関する週刊誌の記事をめぐる事件。記事ではトレーニングメニューに耐えられない当該選手が、派手に遊興を繰り返していると書かれた。判決は、当該記事の内容は、このような報道は「当該選手のプロ意識の欠如を象徴する」として、社会的評価を低下させるものとした。

神的損害を被ったとして不法行為に基づく損害賠償請求をした<sup>10</sup>。

Yによる言動のうち、Xに関する男女関係、性的行動や趣向、職場における態度などについて、虚偽の事柄（風評）を社内に流布したことが、Xの職場環境の悪化、職場復帰の不可能を生じさせたとした。さらに、風評の流布が、結果的にXの精神的損害を生じさせた一因と判断した。

Xらは、Yの言動によりストレス障害などを発症している。このことから、Xは、精神的損害のみならず、身体的損害といういわば目に見えるような、実質的な損害を被っているとなる。さらに職場環境の悪化、職場復帰の不可能は、収入源の停止であり、経済的損害が生じているということもできよう。

#### ・風評の内容

流布された内容は、虚偽、あるいは被告の原告に対する評価である。虚偽や評価であるとしても、原告の性行動に関する事柄や、会社における地位を否定するような発言は、事実を知らない者からすれば、原告に対する評価あるいは評判を低下させるものとなるであろう。

個人の性的行動あるいは趣向につき、他者が評した内容を記した雑誌記事について、名誉感情侵害が認められたことがある<sup>11</sup>。原告は、記事が原告を侮辱し、名誉感情を侵害すると主張した。判決もこれを認め、名誉感情が害されているとした。

---

10 被告上司は2名および使用者企業である。このうち1名の被告については、不法行為が成立しないとされた。

11 東京地判平成18年5月23日・判時1961号72頁。かつて有名だった、原告アダルトビデオ女優について、芸能活動休止から約5年後、週刊誌に原告の当時の様子や、出演作品の内容に関する記事が掲載されたことにつき、名誉感情とプライバシー侵害に基づく損害賠償請求をした事件である。当該記事の見出しであった「セックスは別腹」という表現が、原告の名誉感情を害したほか、記事にある、出演ビデオの内容に関する詳細な記述が、性的プライバシーの侵害であるとも主張している。

性的行動はほとんどの場合、当事者以外は目にすることのできないものである。そのため、他者による評価は、流布された情報を見聞した者の想像力を掻き立て、結果的に本人についての評価や評判を低下させることになるであろう<sup>12</sup>。このことを考えれば、性的行動に関する風評の流布は、それ自体で個人の名誉感情を害する行為となりえよう。

岡山地裁判決に戻り考えれば、職場内の地位などを否定する情報は、日常的に共に勤務する者たちにおいては、風評の真偽を自己で判断することも可能である。しかし、日常勤務には関わらないような情報が流布されたとなれば、状況は変わるであろう。例えば、原告Xが会社を乗っ取ろうと画策しているというような情報である。

このような情報の真偽は、本人と日常的に顔を合わせているなどという程度では判断することは難しい。そうなれば、性的な情報同様、本人の評価を低下させることになると考えられよう。

#### ・人に関する風評の流布と損害

風評の流布は、その内容がいかなるものであるかを問わず、流布したこと自体が違法な行為となりうるということではなからうか。しかし他方で、単に風評を流布したことのみで本人に何らかの損害が生じるといえるであろうか。いいかえれば、個人の風評を流布すれば、そのことをもって不法行為が成立するということであろうか。

上司による風評の流布は、原告が精神的損害を被ることになった一因にすぎず、精神的損害を発生させた唯一の原因ではない。損害発生の原因は、上司による原告に対する直接的な言葉や、降格人事、執拗な電話やメールなど、いくつかの要因が複合的に作

---

12 性的プライバシーについては前掲註11、216頁。性的プライバシーは、性的自由、性的自己決定とも関連し、プライバシーの新たな一面とされている。

用しているものである。風評の流布もここに含まれる。これらの行為の結果、原告に身体的な支障や降格、退職に伴う経済的損失も発生している。このことを考えれば、風評の流布が加害行為となるとしても、発生した損害とは直接的な関係は少ないように思える。そうなれば、単に風評を流布したというのみでは、個人に損害が発生しないということにもなるであろう。

たとえば流布された内容が私的な事実であれば、これは風評ではなく、事実の公表となり、プライバシー侵害であろう。しかし、私的な事実でなければ、社会的評価を低下させるような事実ではない限り、損害は発生していないということになるかもしれない。

## ② 有名人の風評と私人の風評

ところで、人はなぜ風評を流布するのであろうか。有名人の風評の場合、発信源はメディアである。発信と同時に流布され、著名人とは関係のない、情報を見聞した一般人によって広められる。他方私人の場合、風評は私人の関係者が発信し、広がるものである。

私人の場合、風評の広がる範囲が限られるうえ、当該私人と関係する者が風評を見聞することになる。そのため、特に私人の評価を低下させるような情報を流布された者は、それ自体で不快感を抱くことになるかもしれない。また、噂を立てられること自体が、その人物の評価に関わると考えることもできるのではないだろうか。

岡山地裁判決の場合、被告の風評の内容を問題としたのではなく、風評を流布した行為が不法行為であるとした。判決は、被告が風評を流布した理由を、被告自身の保身と、原告の職場復帰を不可能にするためとしている。判例に限らず、私人の風評を流布するものには、どちらかといえば、その相手を攻撃する意図をもって行っていることが多いといえよう。

風評が流布される範囲は、当然のことながら著名人のほうが広い。しかし、著名人の場合、本人とは直接的に関係のない者までその情報を知ることとなるため、知られているということのみで、本人の



評価に直接に影響することはあまりないように思われる。私人の場合、風評を流布されたこと自体が、その者の評価に関わる可能性があるのに対し、著名人は、「人気商売」ともいわれるように、噂されることが、たとえその内容がマイナスの事柄であっても、名前を売るために必要なことと考えることがある。そのため、自ら風評を流布するような売名行為もある。

しかし有名人の場合、その者のイメージがあり、風評の内容によってはイメージダウンということが生じうる。メディアが有名人の風評を流布するのは、たとえば週刊誌であれば、その出版部数の増加など、経済的利益を上げるためであろう。あるいは、一種のプロパガンダのような作用を期待し、行われるものもあるかもしれない。

同じ風評の流布という行為であっても、私人と著名人では意図が異なるのではなかろうか。ゆえに、風評の的となった者に生じる損害の度合いなどに差異が生じる可能性があるといえよう。

著名人と同じく、企業などの法人もまた、一般人と比較すれば世間に知られている立場にある。法人が風評を流布された場合、どのような損害が生じうるのであろうか。

## 2 法人に関する風評～営利団体

個人に関する風評が、さまざまな形で個人に不利益を生じさせるとするならば、法人についてはどうか。個人が風評により不利益を被れば、名誉感情侵害など、人格的利益への侵害として、救済される。人格的利益あるいは人格権は、人間の権利利益である<sup>13</sup>。他方、法人は権利能力者ではあるが人間ではない。このことを考えれば、法人には人格的利益がないと考えることもできるかもしれない。

しかし判例において、民法710条の規定にある、財産以外の損害について、精神上の苦痛のみに限定するのではなく、「すべての無形

---

13 前掲註6 五十嵐9頁

損害」を意味するものであるとした<sup>14</sup>。法人の社会的評価を低下させるような行為により、法人が被る損害は、この「無形損害」にあたることから、法人の名誉毀損も成立するとした<sup>15</sup>。このことから、法人に対する名誉毀損が成立することは理解できよう。しかし実際には、法人の名誉毀損を認める判例は多くはない。他方、法人の風評を流布することは、名誉毀損のみならず、その法人に対する世間からの信用も毀損するものと解することがある。

信用毀損は、そのみを独立してみるよりも、名誉毀損と並立するようなかたちで論じられることが多い。これは、社会的名誉の概念に、信用が包含されているためであると考えられている<sup>16</sup>。しかし実際には信用と名誉は別のものではないだろうか。さらに、前述した「無形損害」とは実際にはどのようなものであるのか。今後も検討の余地がある。

個人の風評による損害にみるように、風評が流布されたという程度では発生する損害や不利益の判断は難しい。法人の風評の流布もまた、損害の判断が困難であろうか。あるいは、被るであろう不利益や損害は、個人と同じであろうか。以下では、法人に関する風評の影響につき検討する。

法人には、営利と非営利がある。営利の場合、法人の評価を低下するような情報は、営業に影響することが考えられる。非営利は、原則的には営業活動は行わないため、営業への影響は生じないであろう。このように考えれば、それぞれ異なる不利益が発生することが想定できる。まず、営利団体の風評の流布について考えることとする。

#### ① 営利団体に関する風評

営利団体である企業は、どのような風評を受けるか。多くの企業は、

---

14 最判昭和39年1月28日（判時363号10頁）

15 前掲註3 18頁

16 前掲註6 五十嵐140頁

製品や労力を提供し、金銭を得ることを目的とし、営業している。企業の製品や労力は企業の顔ともいえるものであり、その評価は業績を左右であろう。同じく、企業の顔といわれるのは、社員や代表者である。製品や企業に在籍する者の風評は、企業自体に対し、どのような影響を及ぼすのであろうか。

② 東京地裁平成7年2月16日判決（判タ896号193頁）<sup>17</sup>

・事件概要

原告X社は、浄水器を製造販売していた。被告Yは、発行する雑誌において、「浄水器は役に立つか」という記事を掲載した。記事ではX社の浄水器のほか、計8種類の浄水器の性能をテストし、その結果について比較、グラフ化などをした。記事には、X社製品は、浄水器を通して出る水のカビ臭がた製品と比較して強いことや、水道水に含まれる、トリハロメタンの除去能力が他製品より低いことなどが記載された。

Xは、このような記事が掲載されたことにより、顧客・販売員から契約を解除されたとした。さらに、記事によりX社製品の性能と品質が不当に中傷された結果、信用ないし名誉を毀損されたことで無形の損害を被ったと主張した。

判決は、記事が一般読者に対し、X社製品が「浄水器として消費者が期待する性能を備えていない劣った製品であるとの印象を与え」る内容であって、ひいては製造販売元のX社の社会的評価を低下させるものとし、名誉ないし信用を毀損しているとした。しかし、Yによる本件記事の掲載は、「もっぱら公益を図る目的」であり不法行為は成立しないとした。

すなわち、Yの発行する本件雑誌（「暮らしの手帖」）は、もともと「商品テストを通じて消費者の生活向上に寄与することを

---

17 判例評釈として、山田卓生「消費者情報誌の記事と名誉、信用毀損」ジュリ1095号187頁、浦川道太郎「商品テストと民事責任」判タ908号55頁など。

目的」とした雑誌であった。本件浄水器の性能テストも、このような意図のもと行われ、記事として掲載したものであり、特定製品の宣伝や中傷のためにはないということである。

判決が本件記事の名誉や信用の毀損ではないと判断した結果、Xが主張した、顧客・販売員による契約解除の経済的損害については評価されることがなかった。

### ・商品と企業

本件は、企業の商品の風評に関する事件である。記事の公益性により、名誉および信用毀損が否定されたことから、結果的には原告が主張した、製品から生じる企業の損害（顧客・販売員による契約の解除）についても否定された。

しかし商品に関する評価が、商品それ自体のみならず、製造販売する企業の信用や名誉をも毀損すると判断した点は注目すべきである。なぜなら、商品と企業は不可分なものであると判断したともいえるからである。本件実験結果は事実であり、記事は事実を掲載したものである。商品の実実は、企業の実実というように考えることもできる。このことから、商品に関する評判は、ひいては企業の評価ということもできよう。

商品の評価が常に企業の評価と不可分であるということになれば、企業は、商品の評価に対する損害と、企業に対する損害の両方について主張することになる。しかし、商品の評価による影響は、まずは企業ではなく、商品そのものに生じるはずである。そのうえで、いわば二次的に企業本体にも影響を及ぼすものではなからうか。

すなわち、本件原告に生じた契約解除による経済損失という損害は、浄水器に関する評価が公表されなければ生じなかったということである。仮に、評価が良かったり、どちらとも判断できないようなのであれば、名誉や信用は毀損されないのであるから、結果的に経済的な損失も生じないことになる。このことから、商

品の風評から直接に生じる損害は、名誉あるいは信用などの社会的評価の低下であるといえよう。そして、企業独自の損害として、経済的損害が二次的に発生する可能性があるということになる。

・風評の公益性と免責

本件では、実験結果という事実を掲載したことにより、その情報を知った者が、商品に対しネガティブな印象をもつことになった。このことは、判決が本件記事につき、原告X社の「社会的評価を低下させる」と認めたことから理解できよう。本件記事は、その公益性から、風評による損害は否定されることになった。いいかえれば、公益性により、本件記事の違法性が否定されたということであろう。

公益性の高い風評や評価であれば、その公表は、常に免責される可能性があるということになるか。名誉毀損において、当該事実の摘示が公益性を図る目的である場合、事実の公表者は免責されることがある。しかし、信用が毀損された場合においても免責されるのであろうか。今後検討したい。

③ 東京地裁平成15年7月25日判決（判タ1156号185頁）

商品の評価とその製造販売企業の関係と類似するものとして、企業とその代表者の関係がある。企業の代表者の評価は、企業自体にどのような影響を及ぼすのであろうか。

・事件概要

本件は、原告会社の代表取締役原告Xについて書かれた雑誌記事が、原告会社とXの名誉及び信頼を毀損するかが争われたものである。問題となった記事はふたつある<sup>18</sup>。まず、Xが原告会社の子会社の株価操作をしたとの記事（以下記事1）である。ふた

---

18 記事1と2は、同じ出版社から発行された、別の雑誌に掲載された記事である。

つめは、Xのファミリー企業が風俗店を買収した旨の記事（以下記事2）である。

記事1につき原告会社は、記事は原告会社とXとの「人格を区別せず」記載していることから、直接原告会社のことが書かれた記事ではなくとも、原告会社の社会的評価を低下させると主張した。さらに代表取締役Xは知名度が高く、原告会社がXの会社であることは一般にも認識されていることも主張し、Xへの名誉、信頼の毀損は、原告会社の名誉、信用についても毀損するものであると主張した。

記事2については、雑誌本文中に原告会社の従業員を、Xが買収したとされる風俗店で働かせているかのような記述があることを指摘した。さらに、Xが関係会社を利用し、風俗店を購入した旨の記述につき、原告会社はXが代表を務める会社のうち、最も認知度の高い会社であるため、Xが関係会社を通じて風俗業を展開する旨の報道があれば、「原告会社も風俗業を展開するかのような誤解」を与えるため、原告会社の社会的評価が低下すると主張した。

判決は、代表取締役であるXに関する記述については、いずれもXの社会的評価を低下させるものとした。原告会社については、記事1は、原告会社の社会的評価を低下させたと認めた。しかし、記事2については原告会社とは無関係であるとし、社会的評価の低下を認めなかった。

記事1は、Xの株価操作に関する記述を、一般読者にXが違法性の疑いのある行為をしているという印象を与えるものであるとした。そのうえで、株価操作をしたと書かれた子会社は、原告会社とも関係があり、「株価の上昇は原告会社の利益とも結び付く」ため、結果的に原告会社の社会的評価も低下させるとしたのである。

記事2は、Xが原告会社の経営には関心をもたず、関係会社を利用し、風俗店を買収したという内容であった。判決は、関係会社が原告会社を意味するような表現がないこと、Xの買収行為が

原告会社とは無関係な行為として紹介していることなどから、Xに関する記述により、原告会社の社会的評価は低下しないとされた。さらに判決では、Xの個人的行為の報道が、当然に原告会社の社会的評価を低下させるものではないとも述べている。

記事1において、判決はXの被った損害を精神的苦痛とした。対して原告会社については、Xに関する報道により名誉が侵害されたことから「無形の損害」を被ったとし、Xに200万円、原告会社に100万を損害額とした。記事2については、Xについて精神的苦痛に対する慰謝料として300万円を相当とした。

#### ・代表者と企業

風評や評判という観点からみれば、商品と企業の関係が不可分に近い関係に見えることは前述の通りである。その関係性と比較すれば、本件のような代表者と企業の関係は、不可分というほどに強いつながりがないようにも思える。

記事1において代表取締役Xと原告会社がそれぞれ被った損害は、Xが精神的苦痛であり、原告会社が無形の損害である。仮に無形の損害を名誉や信頼の毀損とするならば、Xについては名誉や信用の毀損はなかったということになる。他方、判決ではXについて社会的評価が低下していることは認めている。このことが、判決の認定したXの損害である精神的苦痛に包含されているとすれば、Xと原告会社は、名誉あるいは信用の毀損という、同じ損害を被ったということになるであろう。

しかし、Xの精神的苦痛のなかに名誉や信用の毀損を含まないと仮定すれば、Xと原告会社は、雑誌記事による風評の流布から、なにか別の損害を被ったということになる。

記事の記述の中心は、いずれもX本人の行為に関するものであり、原告会社に関する風評ではない。このような場合でも、原告会社に何らかの損害が発生していると考えられることができるか。商品の風評が、二次的に企業の経済損失を発生させることがあるように、

企業の代表者の風評は、その内容によっては、二次的に何らかの損害を企業にもたらすことになるのではなからうか。

損害の性質は、風評の内容により変化するものであろう。例えば、代表者の風評が株価低下の要因となったのであれば、企業には経済的損失が生じうる。代表者のセクシャルハラスメントであれば、企業自体の信頼や評判が低下するというような損害が生じるであろう。

#### ・風評による経済損害

企業の製品や代表者、あるいは企業自体に悪い評判や風評があるとき、結果的には企業に経済的損失がもたらされることが考えられる。風評から直接的に生じるものではなくとも、何らかの過程を経て、最終的に経済的などころに影響するものである。

上述した判例は、経済的損失を認めていない。風評による経済的損失は、検討した判例のみならず、多くの場合認められないようである<sup>19</sup>。これはなぜか。

風評による経済的あるいは財産的損害を認めようとするならば、風評と損害との間の因果関係を立証しなければならない。しかし、経済的損失が風評から直接生じたものではないとすれば、因果関係を認めることは難しいであろう。

しかし、風評やうわさにより社会的評価が低下した者は、企業のみならず、個人であっても経済的損失が生じている場合がほとんどである。このことを考えれば、風評による経済的損害については緩やかに解すべきであろう<sup>20</sup>。

---

19 たとえば東京高判平成6年9月7日(判時1517号175頁)は週刊誌における企業代表者の記事をめぐる事件である。判決は、記事により企業が無形の損害を被ったことは認めたが、記事により売り上げが減少したことによる財産的損害は認めなかった。

20 前掲註2 17頁。この点につき、現在、実務上は相当因果関係の法理による、特別損害として取り上げているようである。ただし、実用性、基準としての明確性、法的安定性の観点から問題はあるとする。



### 3 法人に関する風評～非営利団体

営利を目的としない団体に対する風評が、当該団体に及ぼす影響はあるか。前述のような営利団体では、悪い噂による経済損失は多少なりとも生ずるものである。他方非営利団体は、団体設立の趣旨は異なれ、一見すれば経済的損失は生じないものであろう。

非営利団体の風評により生じる損害はあるか。損害があるとすれば、どのようなものか。

ところで民法33条2項にいう「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人」は、さまざまな収益事業はあるとしても、それを目的としない団体であり、いわゆる非営利団体となるであろう。営利を目的としないのであれば、仮に当該団体について悪い噂が生じても、それにより経済的な損失が生じるとは考えにくい。

#### ① 宗教団体の風評

たとえばある宗教団体について、悪い噂が広まったことにより信者が激減し、運営が立ち行かなくなったとする。信者数の激減は、たとえば信者による布施物（収益）の減少など、当該団体の活動に支障をきたすことが考えられる。しかし、宗教団体が目的とする活動は、多くの場合、信仰を同じくする者による布教や祭祀、信仰活動である。このように考えれば、信者数の激減による収益の減少は、団体運営自体には支障をきたさないと考えることもできよう。

#### ② 東京高裁平成18年3月29日判決

ある「宗教的団体<sup>21)</sup>」に関する週刊誌の新聞広告と、記事本文が問題となった事件である<sup>22)</sup>。

---

21 当該原告会は、昭和52年に結成の「宗教的団体」であり、権利能力なき社団として訴訟当事者となっている。

22 東京高判平成18・3・29 なお一番（東京地判平成17・5・13）では、原告会に対する賠償額が200万円であった。

・事件概要

被告出版社 Y が出版する週刊誌について、新聞全国紙に宗教団体会長（原告 X 1 以下 X 1）と団体（原告 X 2 以下 X 2）に関する記事の広告が掲載された。

広告の見出しには X 1 の顔写真を添付した大見出しと、複数の小見出しを付した。見出しの内容は、X 1 の過去に関する記述、平成10年にあった事故と X 2 との関係をうかがわせる記述であった。

X 1 は、記事には「反社会的で非常識な行動をすることを意に介さない性格の持ち主」であるという印象を与えるような記述があり、名誉を毀損したと主張した。さらに、X 1 を「主催者として信奉する」X 2 は、X 1 と「表裏一体の関係」にあるため、反社会的で破廉恥な団体であるという印象を与えることとなり、名誉が毀損されたと主張した<sup>23</sup>。

一審では X 1 の過去の行為に関する記述は、X 1 の名誉を毀損するものであるが、X 2 を結成する以前の個人的行為であるため、X 2 の名誉は毀損しないとされた。

しかし二審では、X 2 は、会長である X 1 の説く教えを広めることを目的とした団体であるため、両者は「極めて密接」な関係にあるとした。このことから、X 2 の社会的評価は、代表者である X 1 個人の社会的評価により「大きく左右される関係」であるとし、X 1 の個人的行為が団体結成以前の行為であるか否かに関係なく、X 2 に対する名誉毀損であるとした。

週刊誌に関する広告の見出しは、何らかの情報あるいは話題を世間に広めるものである。人は記事自体を読まなくとも、見出しにより何らかの印象をもつこととなる。二審判決ではこのことにも触れている。すなわち、一般社会の通常人の多くが、週刊誌を

---

23 原告は広告と記事により原告会会員が約200名減少し、宗教的活動に著しい支障が発生したと主張した。しかし一審において、減少の原因は広告と記事ではなく、原告や会員の行動にあるとした。二審もこれを支持している。

購入することなく、「見出しから一定の事実に関する認識ないし印象を形成」する、ということである。

本事案では、X 1 に対する損害が、表裏一体の関係にある X 2 の損害ともなるとしたことになる。そのため、いずれも名誉毀損、言い換えれば、社会的評価の低下を損害とした。そしてこれを「無形の損害」とし、金銭による補填を認めている。

・宗教団体と代表者

宗教団体の主宰者に関する週刊誌記事および広告について、宗教団体が、主宰者とともに名誉毀損を主張したが、主宰者、当該団体とも名誉毀損が認められなかった事例がある<sup>24</sup>。原告の団体は、主宰者と団体は「不可分一体」であり、主宰者の社会的評価は、団体の社会的評価でもあると主張した。

原告団体（幸福の科学）は、週刊誌本文および広告の見出しにより社会的評価の低下、布教活動の阻害、団体の脱会者の出現など宗教活動に「重大な支障」が生じたとした。判決は、主宰者と団体は「別異の法人格」であることから、団体自体の社会的評価を直接的に侵害していないとした。また、記述は団体に所属する個々の会員の名誉感情を害するものではないため、団体の損害ともならないとしている<sup>25</sup>。

いずれの宗教団体も、週刊誌の記事を知った者が、団体に対して悪い印象をもつことにより信者数の減少を生じさせること、宗教活動に支障をきたすことを主張する。しかし、特に信者数の減少については、その原因が風評にあることを否定している。他方、所属する宗教団体に関する風評は、内容次第では当該宗教団体の

---

24 東京地判平成 8.12.20

25 なお「幸福の科学」の信者については、上述した事件以前にも信者の信仰生活（宗教上の人格権ないし法的利益）が週刊誌の記事により侵害されたと主張した、大阪高判平成 6 年10月18日などもある。

信者において、そのような団体に所属する者ということで、なんらかの不利益を被る可能性もある。

宗教団体の風評が、それ自体で宗教団体に実質的な損害を生じさせることは考えにくい。他方、派生する損害は考えられよう<sup>26</sup>。

### ③ 公益法人の風評

宗教団体のような、社会的認知度の比較的低い団体とは異なり、公益性が高く、社会的認知度の高い団体の風評により生じる団体の不利益はあるか。

国技の相撲を取り仕切る、日本相撲協会および力士をめぐり、週刊誌に書かれた内容が問題となった。日本相撲協会は公益法人である。国技である相撲道を研究、相撲技術の練磨、及び指導、必要施設の運営と、相撲の維持発展、国民の心身向上を目的とした団体とされている<sup>27</sup>。

ある週刊誌が、大相撲において長期にわたり八百長が行われている旨の記事、および、その記事の新聞広告、公共交通機関において中刷り広告を掲載した。記事、広告とも複数回掲載されたものである。

記事および広告の内容から、二つの訴訟が提起された。ひとつは、当時の相撲協会理事長と相撲協会が出版社を訴えたものである。さらに複数号にわたり掲載された記事などにつき、現役力士と相撲協会が、不法行為に基づく損害賠償を出版社に請求した。

### ④ 東京地裁平成21年3月5日判決 (判時2038号71頁)

大相撲において八百長が行われているという週刊誌の記事が、名誉毀損になるかが問題となった。記事は、当時日本相撲協会(以下協会)の理事長であった元横綱北の湖(以下北の湖)が、現役時代、

---

26 前掲註6 五十嵐242頁

27 財団法人日本相撲協会ホームページ

<http://www.sumo.or.jp/kyokai/soshiki/index.html> (2009年11月25日参照)

八百長相撲を行ったという内容であった。さらに、当該記事が掲載された当初、批判の多かった現役横綱（朝青龍）に対し、北の湖および協会が適切な指導ができない原因は、北の湖が現役の頃、八百長相撲を行ったためであると掲載した。

北の湖は、八百長相撲を行っていたなどの記事は名誉棄損に当たると主張した。すなわち、「真剣勝負を旨とする」力士にとって八百長行為は、「恥ずべき、社会的非難に値する行為」であることから、当該記事は北の湖の社会的評価を著しく低下させたということである。同様に、北の湖の現役当時の経済状況などに起因した、金銭により勝敗を売買する、「星を売る」という行為に関する記述も社会的評価を低下させるものと主張した。

協会は、北の湖が八百長相撲を行っていたため、現役横綱に対し毅然とした態度がとれない旨の記事により、「そのような原告北の湖をトップに頂く」協会そのものが非難されたものであり、協会の社会的評価を低下させる行為であるとした。さらに、北の湖が行ったとされる八百長相撲に関する記述、およびそれにまつわる勝ち星の売買をめぐる記事には、当時の協会理事関係者（親方衆など）についての記述もあった。このため、記事全体が北の湖や関係者が八百長に関与しているかの印象を与えるものであり、それにより協会自体の社会的信用と評価を低下させるものであるとした。

判決はまず、雑誌記事や広告の名誉毀損については、一般読者の「普通の注意と読み方を基準として」その有無を判断するものとし、それぞれの記事と広告について名誉毀損が成立するか否かを判断した。そのうえで、記事広告のほとんどが、取材や裏付けが「誠に不十分」であり、被告の主張するような真実であるとはいえないとした。

北の湖に関する記述については、読者が、北の湖は八百長相撲をしていた、という印象をもつ記事広告であり、「北の湖の社会的評価を著しく低下させる」ことは明白であると述べた。さらに、北の湖が八百長をしたとされる取組には「世紀の一番」といわれるものが含まれていたことから、記事が「それを目にする者にセンセーシ

ヨナルな衝撃」を与えることから、同様に社会的評価を著しく低下させることは明らかに予想されたとした。

協会については、星の売買に関する記述につき、そのような行為があったにもかかわらず、協会として指導力を発揮せず、放置しているという報道であったことから、協会の社会的信用を著しく毀損したとした。また、現役横綱への対応を批判した記述は、北の湖が率いる協会であるという印象を読者に抱かせることから、協会の社会的評価を低下させたものであると述べた。

#### ・評価と信用

損害賠償額は、非財産的損害というかたちで、北の湖と協会それぞれに700万円であった。北の湖が主張していたのは社会的評価の低下であったであった。言い換えれば、社会的名誉が害されたことによる賠償ということができる。

他方、協会については、社会的評価のみならず、社会的信用についても低下したと主張し、認められている。細かくみるならば、評価に対する損害と、信用に対する損害の両者が認められたということになる。

評価と信用は、いずれも社会的名誉に包含されるものである。このことを考慮すれば、上述した判決において、あえてそれを分割するようなかたちで判断することにはなにか意味があったのであろうか。単に協会の主張において、記述の一部につき社会的信用と評価を分けて主張したために、判決もそのようにしたのであろうか。

本件記事において、北の湖が登場しない、協会に関わる記述のみの箇所について、協会が名誉を毀損されたと主張するものは、記事の読み方次第ではなかったということもできる。なぜなら協会に関する記述は、そのほとんどが北の湖と関連するためである。協会自体に関する記事というよりは、北の湖や協会関係者に関することを中心とし、そこからさらに協会批判をしたものである。

すなわち、協会も主張するように「北の湖をトップに頂く」組織であるからこそ、信用や評価が低下したということになるのではないだろうか。確かに、協会関係者の記述もあるが、これについても、結局のところ、北の湖の八百長相撲ということと密接に関連するものである。

以上のように考えれば、北の湖に関しては、社会的評価の低下が損害と認められたのであるから、協会においても、社会的評価のみを認めるといことになるのではなかろうか。仮に社会的評価の低下のみとなれば、賠償額は北の湖より低額になったのであろうか。判決では、いずれも「非財産的損害」ということで賠償額が同額となっているが、協会について、評価と信用それぞれの算定評価については不明である。

前述の宗教団体のように、その団体構成員などが、社会的評価の低下とともに、名誉感情侵害など、他の非財産利益に対する損害を主張することがある。確かに、社会的名誉と名誉感情は別のものである。しかしながらいずれも非財産的名誉であることに違いはない。

このことを考慮すれば、評価と信用もまた別個の利益ではないだろうか。今後、さらに検討を要するであろう。

⑤ 東京地裁平成21年3月26日判決（判時2039号25頁）

大相撲の八百長報道に関しては、上述した事件と同じ被告が、現役力士の八百長について掲載した記事と広告も問題となった。本件の原告は、平成18年11月場所と平成19年1月場所の当時、現役力士10名（以下力士）と、協会である。

力士らは当該場所における取組において、被告が、八百長相撲があったという記事を掲載したことにつき、記事が力士らの名誉を毀損したと主張した。当該記述のうち、力士らが名誉を毀損されたと主張した箇所は100箇所にはのぼる。裁判では、それらすべてにつき一覽を作成し、双方の主張、理由などを記載した。

判決では、被告の取材方法や裏付け取材がきわめて不十分でずさんであり、記述内容が真実であると信ずることに相当な理由はないとした。そのうえで、本件記事、広告は読者に衝撃を与え、真実であると受け取られやすいことから、力士らの社会的評価が低下したとして、被財産的損害の賠償を命じた。

協会は当該記事における表現が、協会の社会から受ける客観的評価を低下させたと主張した。しかし、判決では記事の大半が協会に関するものではないとしている。協会が名誉棄損であると主張した記事表現は、いくつかあるが、それを以下のように大別することができる。

まず、「『国技』はここまで汚れていた」、「『国技』を汚しながら」などである。協会は、「国技」の大相撲を汚れていると論評するものであると主張した。また、力士による八百長相撲に関する記述のうち数箇所につき、協会が八百長を黙認しているとする記述であるとした。さらに、北の湖に関する記述についても同様である。これらすべての表現が、協会の社会的評価を低下させるものであると主張した。

判決は、国技に関する記述については、協会に関してまでは言及していないとして、協会の主張を認めなかった。また、八百長に関する一部記述についても、読者において直接に協会を印象付けるような記述ではなく、社会から受ける客観的評価は低下しないとされた。さらに、北の湖に関する記述については、北の湖が当時の協会理事長であったことを考慮しても、記述によって、協会自体の評価は低下しないとされた。この結果、協会が名誉毀損であると主張した記述のうち、協会が八百長を黙認していると報じた記事と広告のみについて、協会の主張が認められた。

#### ⑥ ふたつの判決にみる日本相撲協会の損害

大相撲をめぐる八百長騒動は、当時大きく報道され話題となっていた。時を前後して、相撲界をめぐるさまざまな問題も発生してい



たため、話題が話題を呼ぶという状況にあった。そのようななか、相撲界を取り仕切る立場にあるともいえる、協会に対する世間からの注目度は、大相撲の場所中以上に高くなった。

後者判決による協会への賠償額は60万円であった。前者が700万円だったことと比較すれば、明らかに低額である。加えて、名誉を毀損したあるいは、社会的評価を低下させたと認められた記述箇所も、後者判決は少ない。

たとえば前者判決では、北の湖と協会との関係性を根拠に、社会的評価が低下したと認められている。しかし、後者判決では、北の湖と協会の関係性があるような記述の箇所については、協会への名誉毀損が否定されている。この差異をどのように考えるべきであろうか。

#### ・表現と損害

いずれの判決も、社会的評価が低下したか否かの判断基準を、記事あるいは広告の一般読者の「読み方」に置いている。北の湖と協会との関連性があるとされる箇所をみれば、前者判決では、北の湖を頂点とする協会ということで、その関連性が強いと読み取れるような表現があるとする。後者判決では、当該記述箇所には、協会の理事長である北の湖という表現ではあるが、協会自体についての記述はない。このことから判決も協会の損害とはならないとしている。後者判決における記述において、協会について書かれた箇所（極端にいえば、協会が主語として記述された箇所）については、名誉毀損を認めている。一般人の読み方を基準として名誉毀損の有無を判断するとなれば、それは筆者の表現方法ひとつで、損害の判断が変わってしまうというおそれがあるのではなかろうか。

同様のことはモデル小説における表現について、プライバシー侵害が争われる場合に生じている。モデル小説の場合、登場人物と実在人物との同定可能性が高ければ、登場人物に関する記述が

実在人物の事柄であると判断される<sup>28</sup>。つまり、いかなる表現方法であったかにより、もしくは読者にどのように読まれるかということが、損害の有無の判断に影響するということである。このような判断は、書かれた者に生じた損害の認定や、実質的な救済を不安定なものにするのではなかろうか。

・金銭評価をめぐる問題

風評による損害を判断する場合、前述のような企業であれば、裁判上認められる可能性は低いが、経済的損失という実質的な損害が発生していることが多い。同様に、個人に関する風評も、風評の結果、身体的損害が生じている可能性もある。ただし、そのような場合であっても、社会的評価の低下について、どの程度評価が低下したかなどの判断は難しい。相撲協会について、経済的損失は主張されていない。単に、社会的評価の低下があり、それを金銭算定したのみである。しかし、算定の基準などは、経済的損失もないため、あいまいであるといわざるを得ないと考える。

おわりに

風評にはさまざまなものがある。その的となる人物や団体により、各人に異なる影響が生じることとなる。共通していることは、それぞれが多少なりとも何らかの損害を被るということである。さらに、間接的ではあっても、営利活動をしていない限り、ほとんどの場合に経済的損害が発生しているということである。

何らかの損害とはどのような損害か。個人の場合、それは精神的損害、社会的名誉の低下、あるいは名誉感情の侵害とされる。名誉感情は個人の主観により形成されるものである。感受性の強い者か

---

28 たとえば東京地判昭和39年9月28日「宴のあと」事件(下民集15卷9号2317頁)、最判平成14年9月24日「石に泳ぐ魚」事件(判時1802号60頁)など。

らすれば、名誉感情が害されたと感じる事柄の範囲は広がるであろう。これを一般人の感情を基準として損害の有無を判断することは必要なことではある。しかし、この基準を厳格にすることは、名誉感情侵害に対する救済を困難にってしまうことにもつながる。名誉感情をどのように解し、保護をすべきか、さらなる検討を要するものである。

一方で、個人に関する風評を流布する者のほとんどが、当該個人に対し、何らかの不利益を生じさせることを意図しているものである。このことを考えれば、風評の内容が明らかに個人を攻撃するような内容であれば、そのことをもって、個人に損害が発生しているあるいは名誉感情が害されたとすることもできるのではないだろうか。しかし、風評は本人の耳に入らない限り、本人には風評による直接的な損害が生じえないということになる。これは、たとえば盗撮や盗聴による個人の保護にも関連する。すなわち、事実を知らなければ不快感や不利益が生じないが、事実を知ってしまったことで、個人に不快感や不利益が生じうるような事柄についてどのように扱うかという問題である。

風評による損害は多くの場合、無形の損害であるとされる。無形の損害は、団体に人格的利益の侵害を認めるようなものと解することもできる。無形の損害は、名誉と信用の毀損により生じるとすることがある。はたして、名誉と信用は同じ性質のものであろうか。厳密にいえば、名誉と信用は全く異なるものではないだろうか。異なるものであるとすれば、名誉、信用の毀損は別々に評価されるべきものとなるのではないだろうか。しかし、信用毀損の理論は、我が国においてまだ確立していない。

現在、風評により不利益が生じると考えられるようになった背景には、情報伝達の高速化があることはいままでもない。人の噂も七五日というのが、それにより不利益を被った者は、簡単に救済がなされるものではない。風評をめぐる問題は、さらなる検討を要するものといえよう。